

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 17 日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

#### 永平寺町規則第 4 号

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則（令和 3 年永平寺町規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

本則中、「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 6 月 30 日」に改める。

#### 附 則

この規則は公布の日から施行する。